

「押原公園」ネーミングライツパートナー募集要項

昭和町では、町の所有する公共施設等を有効活用することで、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、昭和町ネーミングライツ事業実施要綱及び本要項に基づき、押原公園の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

1. 募集の目的

対象施設等の愛称を命名する権利を付与することで、ネーミングライツパートナーから得る対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を施設等の管理運営などに役立てます。

愛称は、町ホームページ及び広報誌等をはじめとした各種媒体に掲載されます。

2. 対象施設等の概要（別紙参照）

（1）名称：押原公園（ゆめパーク昭和※）

※平成22年に愛称を募集して採用された名称

（2）所在地：山梨県中巨摩郡昭和町押越1500-1

（3）指定管理者：一般社団法人 山梨県サッカー協会

（4）町所管部署：都市整備課

3. 命名権の期間

（1）原則3年以上とし、応募者による提案を踏まえて協議します。

（2）始期及び終期については、応募者による提案を踏まえて協議します。

4. ネーミングライツ料（年額）

500万円（消費税及び地方消費税相当額含む）

※町としての希望金額ですので、これを下回る応募も可能ですが採点の対象となります。

5. 特典

（1）敷地内外の表示変更の権利（※ネーミングライツパートナーの費用負担となります。）

（2）施設パンフレット等への愛称の記載

（3）広報媒体やホームページによる広報

（4）その他（施設内での製品の展示や企業広告、ポスター等の掲示など、内容によっては付与が可能となる場合があります。）

6. 費用負担区分

町とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、次のとおりとします。

費用負担の区分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更※ ¹ (施設看板、道路標識等)		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物又はウェブページの 表示変更※ ²	○	

※1 敷地内外の表示変更及び新規看板等の設置に関する条件については、町や関係機関と協議のうえ実施するものとします。

※2 印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

7. 愛称に関する条件等

- (1) 愛称は対象施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものとし、次のいずれにも該当するものとします。
 - ①日本語又は英語（アルファベット）等により表記可能なもの
 - ②商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの
 - ③政治的活動又は宗教的活動と認識されるおそれのないもの
- (2) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。
- (3) 愛称は施設等の一般的な呼称であり、条例等の名称を含めすべての表示の変更を確約するものではありません。
- (4) ネーミングライツは施設等の所有権や運営権には影響を及ぼしません。また、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

8. 応募資格

募集の目的に賛同する法人等を対象とし、ネーミングライツパートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することが認められる事業者とします。

なお、次に掲げる者は、ネーミングライツパートナーとなることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団が営業する事業者及び第 6 号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む事業者
- (5) 町税等を滞納している事業者
- (6) 町から指名停止を受けている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 対象施設等の指定管理者の事業目的と競合するもの（指定管理者制度導入施設である場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業者

9. 選定方法

- (1) 審査委員会による審査

ネーミングライツの導入に際し、昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第 12 条で定める昭和町ネーミングライツ審査委員会により、選定基準に沿って総合的に審査し、対象施設等ごとに優先交渉者を決定します。

- (2) 選定基準

審査委員会は、次に掲げる項目を参考に、この選定基準に沿って必要に応じて審査要項等を定め総合的に審査します。

審査区分	審査項目	審査の視点	配 点
応募者の状況	経営状況	経営状況の健全性	10点
	実 績	活動実績や今後の計画等	10点
応募内容	愛称案	対象施設等にふさわしいか、町民に親しまれやすいか等	10点
	動 機	対象施設等の魅力向上や地域貢献につながる提案等	10点
	理 念	地域活動などに係る理念等	10点
	契約期間	原則3年以上	10点
	ネーミングライツ料	町の希望に応じた金額であるか等	40点
合 計			100点

10. 審査結果及び契約の締結等

(1) 審査結果及び協議

審査結果は、審査委員会の開催から1週間程度を目安として提案者に文書で通知します。その後、優先交渉者として選定した者と、契約の内容について協議します。

町は、必要に応じて優先交渉者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。

協議が成立しない場合には、下位順位者と協議できるものとします。

(2) 契約の締結

協議が整った場合には契約を締結し、速やかに当該対象施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページなどにより公表することとします。

(3) 契約期間終了に際して

ネーミングライツパートナーは、次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとします。

11. 契約の解除

契約締結後、応募資格に該当しないこととなった場合又はネーミングライツパートナーが信頼に欠けると町が判断した場合（提案内容と相違、提案内容にない町への要求、提案内容

に反する行為・言動など) や信用失墜行為等に伴い当該施設等のイメージが損なわれる恐れが生じたときは、町は契約満了を待たず契約を解除することとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとし、契約満了前であっても、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

12. 応募について

(1) 募集期間：令和8年1月27日（火）～令和8年2月27日（金）

(2) 提出書類

ネーミングライツ申込書（様式第3号）及び添付書類

(3) 提出方法

①郵 送…配達記録が残る方法で郵送してください。

②窓 口…月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）

※午前9時～午後5時までの間にご持参ください。

(4) 提出先

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

昭和町役場 ふるさと納税推進課 ネーミングライツ事業担当

(5) その他

①本件の提案に係る一切の費用は応募者・提案者の負担となります。

②提出された書類は、原則として返却しません。